

# 新しい資本主義実現のための公益法人制度改革への提言

2022/11/9

協和監査法人

公認会計士 高山昌茂

## 【背景】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

- ・官が担ってきたサービスについて民間の主体的な関与を期待する中、社会的課題と経済的成長の二兎を追いたい起業家が増加
- ・株式会社は利益の追求が大前提であり、非営利組織は事業実施主体として限界があり資金調達の柔軟性が低い
- ・SDGs実現を含む社会的課題に取り組み民間の活動に対し、休眠預金の活用の検討
- ・新たな官民連携の形として新たな法制度の必要の有無について検討するとともに、民間にとっての利便性の向上の観点から財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

→ **民間による公益活動を活性化する視点から公益法人制度について改革が必要**

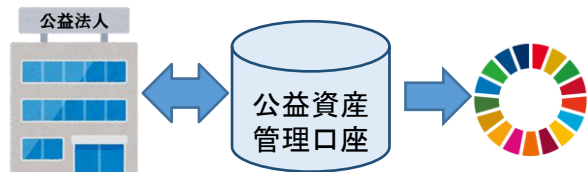
### ①公益資産管理口座の創設

#### 【課題】

特定費用準備資金について、十分な運用がなされない

#### 【解決策】

- ・新組織が運用する「公益資産管理口座（仮称）」への積立又は事後的寄付を4号の範囲に含める
- ・運用益（果実）についてはSDGs実現を含む民間の活動に対しての助成に活用



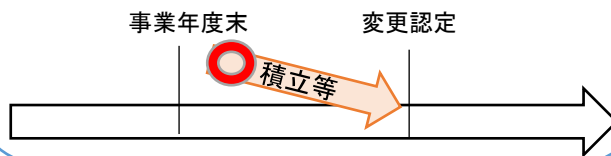
### ②認定変更申請の柔軟化

#### 【課題】

新たな事業を行う場合に、認定の変更申請のハードルが高い

#### 【解決策】

- ・定期提出書類提出時に変更の認定がされていなくても、認定変更申請を提出済（予定）であり、「成長戦略に投資すること」が明らかであれば、新規事業に対する積立等を3号財産若しくは4号財産として認める



### ③ Re-start制度の策定

#### 【課題】

公益目的事業比率が成長を阻害する要因となる可能性がある

#### 【解決策】

- ・公益法人が「公益目的支出計画」の認可等を受けた上で一般法人へ移行する場合には、公益目的財産を国等へ贈与することに代えて、公益目的事業の継続を認める



## 【背景】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

- ・官が担ってきたサービスについて民間の主体的な関与を期待する中、社会的課題と経済的成長の二兎を追いたい起業家が増加
- ・株式会社は利益の追求が大前提であり、非営利組織は事業実施主体として限界があり資金調達の柔軟性が低い
- ・SDGs実現を含む社会的課題に取り組む民間の活動に対し、休眠預金の活用の検討
- ・新たな官民連携の形として新たな法制度の必要の有無について検討するとともに、民間にとっての利便性の向上の観点から財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

## →民間による公益活動を活性化する視点から公益法人制度について改革が必要

### 現行制度

#### 財務三基準

- ① 收支相償
- ② 公益目的事業比率
- ③ 遊休財産規制

基準を満たす方策

#### 特定費用準備資金

特費として積み立てると、  
收支相償上ではみなし費用と  
して取り扱われ、  
遊休財産規制では控除対象  
財産となる

#### 問題点

- ・計画立案のために管理部門の負担が増加
  - ・実施をする際、実施部門のマンパワー不足
  - ・特定費用準備資金として積み立てられた額について、十分な運用がなされない
- 方策が活用されない
- 果実が活用されない

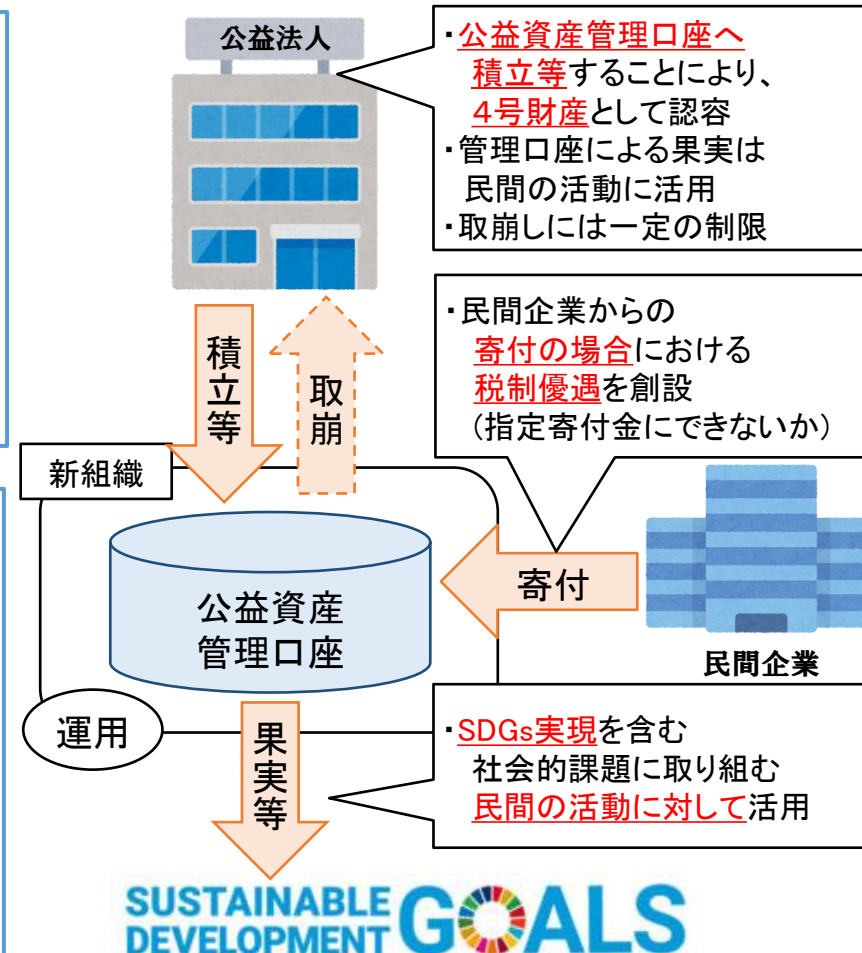
### 解決案

#### ① 4号財産の範囲を拡大

- ・新組織が運用する「公益資産管理口座（仮称）」への積立又は事後的寄付を4号の範囲に含める
- ・運用益（果実）についてはSDGs実現を含む民間の活動に対しての助成に活用
- ・定期提出書類に意思表示をするのみで活用可能
- ・取崩しには一定の制限が必要か

#### ② 寄付に対する税制優遇の創設

- ・新組織に、できるだけ多くの資金を集めることができるかが課題
- ・社会的課題と経済的成長の二兎を追いたい潜在ニーズを刺激する観点から、企業が「公益資産管理口座」への寄付をした場合の税制優遇措置が必要



## 【背景】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

- ・官が担ってきたサービスについて民間の主體的な関与を期待する中、社会的課題と経済的成長の二兎を追いたい起業家が増加
- ・株式会社は利益の追求が大前提であり、非営利組織は事業実施主体として限界があり資金調達の柔軟性が低い
- ・SDGs実現を含む社会的課題に取り組み民間の活動に対し、休眠預金の活用の検討
- ・新たな官民連携の形として新たな法制度の必要の有無について検討するとともに、民間にとっての利便性の向上の観点から財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

## →民間による公益活動を活性化する視点から公益法人制度について改革が必要

### 現行制度

資産取得資金  
(3号財産)

収支相償上では一定額がみなし費用として取り扱われ、遊休財産規制では控除対象財産となる

特定費用準備資金  
(4号財産)

収支相償上ではみなし費用として取り扱われ、遊休財産規制では控除対象財産となる

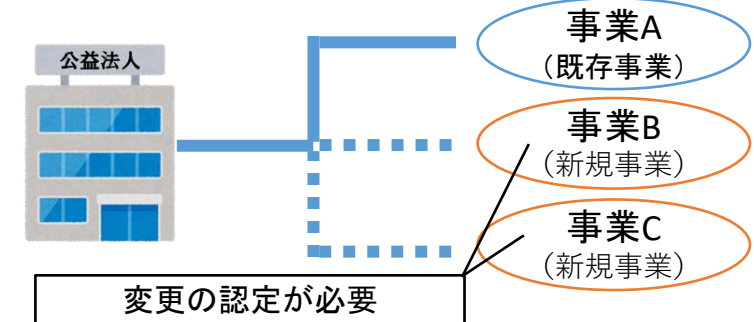
### 問題点

- ・3号財産若しくは4号財産として積立等を行うためには、その事業がすでに認定されている必要があり、成長戦略(DX投資を含む)に応じた柔軟な対応が行えない
- ・変更認定申請の認定承認が出るまでに相当な時間を要する。

### 解決案

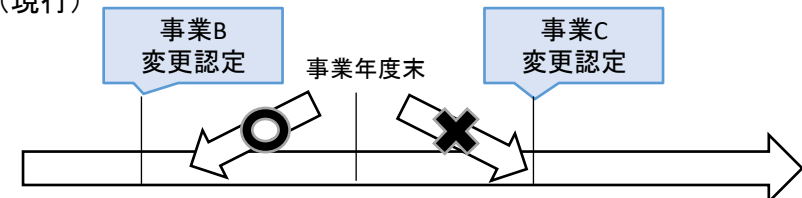
#### 3・4号財産の範囲を拡大

- ・定期提出書類提出時に変更の認定がされていなくても(提出前でも可能)、認定変更申請を提出済(予定)であり、「成長戦略に投資すること」が明らかであれば、新規事業に対する積立等を3号財産若しくは4号財産として認める
- ・ガバナンスがしっかりと構築されていることを要件
- ・認定変更申請を提出前である場合、認定変更申請書類の期限を設ける必要性
- ・認定変更申請が認められなかった際の規定を設ける必要性



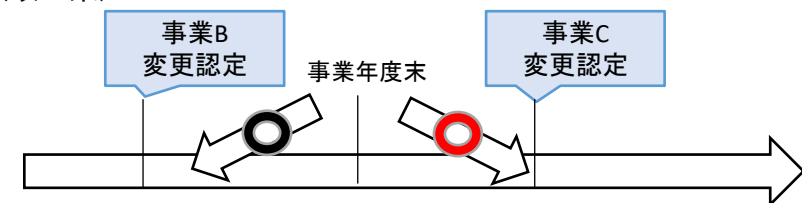
### 【3・4号財産について】

(現行)



既に行っている事業に対してのみ積立等可

(改正案)



一定の要件を満たしたものについて  
認定前から積立等可

## 【背景】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）

- ・官が担ってきたサービスについて民間の主體的な関与を期待する中、社会的課題と経済的成長の二兎を追いたい起業家が増加
- ・株式会社は利益の追求が大前提であり、非営利組織は事業実施主体として限界があり資金調達の柔軟性が低い
- ・SDGs実現を含む社会的課題に取り組み民間の活動に対し、休眠預金の活用の検討
- ・新たな官民連携の形として新たな法制度の必要の有無について検討するとともに、民間にとっての利便性の向上の観点から財団・社団等の既存の法人形態の改革の検討

## →民間による公益活動を活性化する視点から公益法人制度について改革が必要

### 現行制度

#### 財務三基準

1 収支相償

② 公益目的事業比率

3 遊休財産規制

→ 経常費用中の[公益]／[全体]が50%以上履行できないと、公益認定の取消対象に

公益認定の取消...  
取消申請を行うことにより自主的にも可能  
しかし、公益目的財産を国等へ贈与する必要性

#### 問題点

- ・公益目的事業比率の基準が公益法人の成長を阻害する要因となる可能性
- ・公益法人の認定が取消された場合には定款に基づき国等へ公益目的財産を全て贈与する必要がある、取消後の運営に影響が大きい

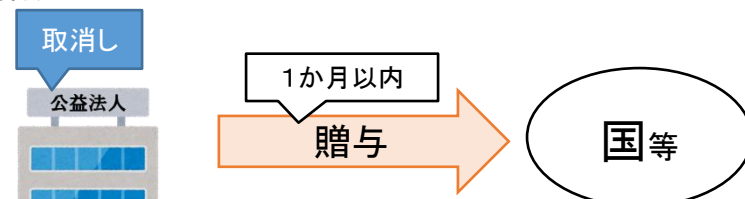
### 解決案

#### Re-start制度の創設

- ・公益法人が「公益目的支出計画」の認可等を受けた上で一般法人へ移行する場合（移行した法人を「移行認可法人」という）には、公益目的財産を国等へ贈与することに代えて、移行認可法人において公益目的事業の継続を認める、Re-start制度を創設
- ・公益目的財産については、公益目的支出計画の基づき無理のない期間での精算を認める
- ・公益法人がこの特例を活用して、移行認可法人となる場合には公益目的支出額の一定割合を「公益資産管理口座」に寄付を要件にできないか
- ・定款を変更するための法整備が必要

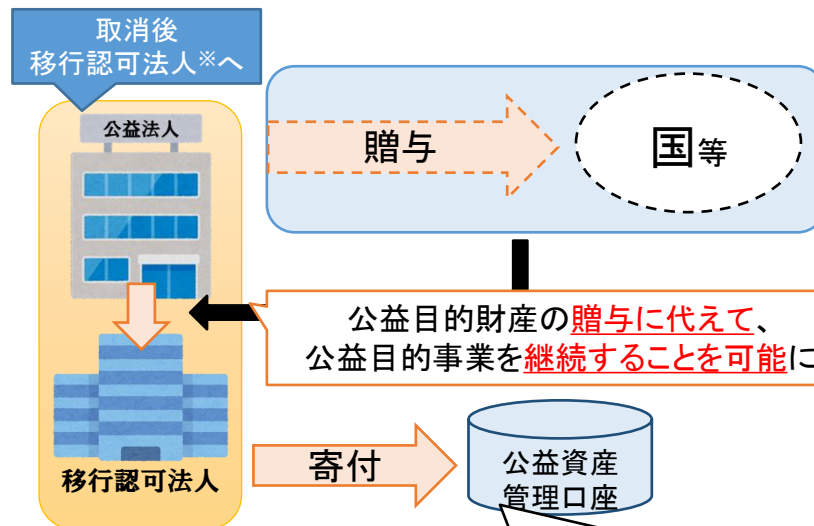
### 【公益認定取消時の公益目的財産の取り扱い】

（現行）



公益認定の取消しの際には、**公益目的財産を全て贈与する必要**

（改正案）



公益目的財産の贈与に代えて、公益目的事業を**継続することを可能に**

\*公益目的支出計画の認可を要する

**一定割合の寄付が要件**